

ISSUE BRIEF

アメリカ大統領選挙の手續

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 456(Oct.25.2004)

選挙過程、選挙制度の特徴
予備選挙段階の候補者選定過程
全国党大会
一般選挙
選挙人投票と当選の決定
偶発的事態に対する対応
就任

政治議会課

(みわ かずひろ さとう りょう
三輪 和宏・佐藤 令)

調査と情報

第456号

米国大統領選挙が 2004 年 11 月 2 日に迫った。この国の大統領の強大な権限を裏づける最大の根拠は、いうまでもなく大統領が全国民によって選ばれる、ということに求められるだろう。その選出のプロセスを経て、大統領は民主的正統性を獲得していく。しかしその過程はきわめて複雑で独特なものである。前回の 2000 年選挙で、大接戦の上、フロリダ州における開票のトラブルで 1 ヶ月以上にわたり結果が確定しないという事態が発生したことも記憶に新しい。

民主主義の象徴的な過程とも見える米国大統領選挙は、実際にはいかなる手続によって進行しているのだろうか。以下では予備選挙・党員集会の開始から大統領の就任まで約 1 年に及ぶ長い米国大統領選挙の制度及び手続きについて述べ、米国大統領制の理解のための一助とすることとしたい。

選挙過程、選挙制度の特徴

まず、大統領選挙過程と制度の全体について特徴的とされることを挙げてみよう（選挙過程については、11 ページの図を参照）。

予備選挙と本選挙：大統領選挙では、第一段階として党公認の候補者となるための争いを勝ち抜かなければならない。その選挙過程として予備選挙と党員集会がある。党員集会も含めて、この段階を「予備選挙」ということもある。これに対して、党公認の候補者が決定した後、大統領を選出する過程は「本選挙」と呼ばれる。本選挙における有権者の投票を「一般選挙」または「一般投票」という。

間接選挙：一般選挙において、有権者は形式的には大統領選挙人(elector)の選挙を行う。すなわち、有権者は大統領を直接選出するのではなく、大統領選挙人を選出するという形を取る。一般選挙の後、選出された大統領選挙人が「選挙人投票」を行って、大統領を選挙する。

勝者独占方式：一般選挙において州内で 1 票でも多くの票を獲得した大統領候補（の選挙人団）が州に配分された選挙人団枠を独占して獲得する（例外の州あり）。以上の 3 点は、とくに米国大統領選挙に固有の制度であるため、本文中で詳述する。また、選挙権・被選挙権等については、次のような規定がある。

選挙権：18 歳以上の者¹で有権者登録を行った者に与えられる。

多くの国では、選挙管理機関が職権で、住民登録などを利用して選挙権年齢に達した者を有権者として登録しているが、住民登録制度のない米国では本人が自ら有権者登録を行わなければ、いかなる選挙の選挙権も得ることができない²。さらに独特なのは、登録の際に自らの支持政党（又は「政党非加入」）を申告する点である。有権者は申告した政党の党員として登録され、後に述べる予備選挙や党員集会への参加資格が与えられる。

被選挙権： a 出生により合衆国の市民である者

b 35 歳以上の者

c 14 年以上合衆国内に居住したことがある者

¹ 米国憲法修正第 26 条第 1 節。米国憲法は、樋口陽一、吉田善明編『解説世界憲法集（第 4 版）』、三省堂、2001 年から引用（以下同様）。

² センサス局の資料<<http://www.census.gov/prod/2004pubs/p20-552.pdf>>によると、選挙権年齢に達している者の人口(voting-age population)は約 2 億 1000 万人で、登録有権者数は約 1 億 3000 万人である。なお、ノースダコタ州は有権者登録を必要としない。

以上の全てを満たす者に被選挙権が与えられる。
任期：4年。2期を超えて選出されることはできない。

予備選挙段階の候補者選定過程

およそ5ヶ月間にわたって、全米で繰り広げられる予備選挙及び党員集会の開始を告げるのが、アイオワ州の党員集会（2004年選挙では1月19日）とニューハンプシャー州の予備選挙（同1月27日）である。この2つの州で勝利、又は予想以上に善戦した候補者は大きく報道され、資金集めにも有利になるので、現在ではこの2州の勝利に向けて全力を注ぐのが、各候補にとって大統領選挙の鉄則となっている。

その後、各州は相次いで予備選挙や党員集会を行うが、複数の州が同じ日に開催する場合がある。1988年、南部の諸州が自らの発言権を高めるために、3月上旬の火曜日に集中して予備選挙を開催した。それ以来、その集中日は“Super Tuesday”と呼ばれ、候補者選定の大勢を決する日として注目されてきた。その一方で、特定の候補者が党の公認候補となることが確実な情勢となった後の予備選挙や党員集会は、注目されることもほとんどなく投票率も低くなる。

以下では、この予備選挙段階の候補者選定過程について詳述する。連邦制である米国の選挙制度は、選挙権年齢など連邦で統一的に規定される一部の事項を除いて各州が州法で定めており、党内での候補者指名過程も州法で定められる事項であるため、その過程は州によって大きく異なっている。ここでは5つの観点で候補者選定方法を整理してみる。各州は、これらの方法を組み合わせて、それぞれの選定方式を形作っている。

1 代議員の選出方法

前述の通り、米国の大統領選挙は本選挙における一般投票を経て当選者を決定するが、各党における大統領候補を選出するのは各党の全国党大会においてであり、その党大会に出席するのが予備選挙段階で選出される代議員(delegate)である。

候補者選定方法の整理において最も重要なものは、その代議員の選出方法であろう。話し合いや拳手によって代議員を決定する党員集会(caucus)と、秘密投票によって代議員を決定する予備選挙(primary)の2種類に分けられる。2004年の大統領選挙では共和党は予備選挙が32州、党員集会が18州（及びコロンビア特別区）で行われ、民主党は予備選挙が35州、党員集会が15州（及びコロンビア特別区）であった³。

しかし、予備選挙と党員集会を併用し、予備選挙の結果を参考にとどめ、正式には党員集会で代議員を決定する州などもあり、その態様は様々である。

党員集会

党員集会とは、地域ごとに各政党の地域指導者や活動家が集まって、話し合いや拳手で代議員を決めていく集会のことである。そこでは、他の候補の支持者を説得して自陣営に引き込むといったことも行われる。

³連邦選挙委員会ホームページ “2004 PRESIDENTIAL PRIMARY DATES AND CANDIDATE FILING DEADLINES FOR BALLOT ACCESS” <<http://www.fec.gov/pages/2004pdates.htm>>
さらに米国領サモア、グアム、プエルトリコ、バージン諸島の各米国領土及び海外在住の民主党員の計5地域（共和党は海外在住者を除く4地域）でも予備選挙又は党員集会を行い、全国党大会に代議員を送り出している。しかし、これらの地域では一般選挙は行われない。

党員集会は、まず投票区(precinct)レベルの党員集会が行われる。ここで選出された代議員が郡(county)、連邦下院選挙区(district)、州(state)の各レベルの党員集会(又は党大会)に参加する代議員を順次選出し、最終的に全国党大会に出席する代議員を選出する。人口の少ない州には、この過程のいくつかを省略し、投票区レベルの党員集会で全国党大会の代議員を選出してしまう州もある。このように党員集会は重層的な構造をとっているため、投票区レベルの党員集会から最終的に代議員が決定するまで数ヶ月かかる州が多く、その期間は予備選挙を採用する州よりも一般的に長くなる。

予備選挙

予備選挙とは、州法に基づいて投票を行い党の候補者を決定する、公的な候補者選定手続き⁴である。予備選挙は党員集会に比べて数多くの有権者が候補者選定過程に参加でき、原則としてその投票結果に基づいて代議員が決まるため民主的であるとされる。特に 2000 年の民主党のアリゾナ州予備選挙では、自宅からでも投票できるインターネット投票を導入したことが注目され、州内の投票者数も 1996 年の予備選挙の 6 倍に増加した⁵。

とはいえ予備選挙の参加者は米国全有権者の 2 割程度であり、しかも大勢判明後は候補者選定についての影響力が薄れるため、実質的に候補者選定に関わる有権者は 1 割にも満たないといわれる。その他、多額の選挙費用が必要になる、人気投票に陥りやすい、などの欠点も指摘されており、長期的に見れば予備選挙を採用する州は増加しているものの、2004 年大統領選挙では 2000 年選挙に比べてむしろ減少している。

2 参加資格

予備選挙及び党員集会への参加資格は、以下の 3 種類に分類することができる。

閉鎖型(closed)：有権者登録の際に自政党の支持を申告した有権者にしか参加資格を与えない方式。

開放型(open)：自政党支持を申告した有権者だけでなく、他政党支持者や「政党非加入」の有権者にも参加資格を与える方式。ただし有権者はいずれか 1 つの政党の候補者選定にしか参加することができない。

半開放型(semi-open 又は modified-open)：自らの政党支持を申告した有権者に加えて、「政党非加入」と申告した有権者にも参加資格を与える方式。開放型と同様、いずれか 1 つの政党の候補者選定にしか参加できない。

共和党は 25 州(及びコロンビア特別区) 14 州 11 州、民主党は 21 州(及びコロンビア特別区) 15 州 14 州となっており⁶、共和党の方が若干閉鎖的であると言えよう。

閉鎖型においては「政党非加入」の有権者が選定過程に参加できないという欠点がある一方で、開放型や半開放型においては、対立陣営が敢えて劣勢な候補に投票して、候補者選定を混乱させることがある、という欠点も指摘されている⁷。

⁴ 近年、日本の政党で公認候補者を選定する手段として、いわゆる予備選挙が行われることが増えているが、これは党内の手続きで候補者を決定するものであり、アメリカにおける予備選挙とは異なる。

⁵ 「米大統領選 アリゾナ州予備選 『ネット投票』威力発揮」『読売新聞』2000.3.18.

⁶ The Green Papersホームページ, "Republican Delegate Allocation - 2004" <<http://www.thegreenpapers.com/P04/R-Alloc.phtml>>, "Democratic Delegate Allocation - 2004" <<http://www.thegreenpapers.com/P04/D-Alloc.phtml>>.

⁷ 太田俊太郎『アメリカ合衆国大統領選挙の研究』慶應義塾大学出版会, 1996, p.90.

3 代議員の配分方式

予備選挙における得票数や党員集会における支持者の人数をどのように代議員数に反映させるかについては、大きく分けて次の2種類がある。

比例配分 (proportional) 方式

得票数や支持者の人数に比例して代議員を配分する方式。民主党は全国規則で统一的にこの配分方式を採用することを定めており、共和党も一部の州で適用している。さらに、民主党の配分規則には「15%条項」があり、得票数や支持者の人数が15%に達しなかった候補者には代議員が配分されない⁸。

勝者独占 (winner-take-all) 方式

一般投票における州内の選挙人の配分と同様に、一番多くの得票や支持者を集めた候補者が全ての代議員を独占する方式。

4 予備選挙における投票対象

大統領候補の選定において、有権者の意思表示が代議員選挙を通して間接的に行われる方式と、大統領候補に対する直接の投票として行われる方式があり、その組み合わせによって以下の4種類に分けられる⁹。

代議員選挙 (delegate election) 型

有権者は代議員候補者に対して投票を行う。代議員候補者の大統領選好が併記される州と併記されない州がある。選出された代議員は、たとえ大統領選好が併記される州であっても、党大会での投票を原則として拘束されない。

大統領選好投票 (presidential preference vote) 型

有権者は大統領候補者に対して投票を行う。党大会に参加する代議員は別の手続きで選出される。投票結果が代議員の党大会での投票を拘束する (binding) 州と拘束しない (non-binding) 州がある。さらに代議員の選出に何ら影響を与えない州もあり、そのような選好投票は "beauty contest" と呼ばれる。

代議員選挙と大統領選好投票の直結型

大統領選好別に区分された代議員候補者名簿が用意され、有権者はその名簿の1つに対して投票する。投票結果が党大会での代議員の投票を原則として拘束する。

代議員選挙と大統領選好投票の並立型

有権者は代議員候補者への投票と、大統領候補者への投票を別々に行う。代議員に党大会での投票を拘束する州と拘束しない州がある。拘束しない州における選好投票は "advisory primary" と呼ばれる。

5 代議員の種類

(1) 選出基盤による類型

ここまでは予備選挙や党員集会で代議員が選ばれる過程を記したが、役職によって自動的に代議員になるなど、有権者の選出によらない方法で代議員となる者もある。

選挙区代議員 (district delegate) 及び州全域代議員 (at-large delegate)

予備選挙及び党員集会で選出される代議員である。選挙区レベルの党員集会及び

⁸ John L. Moore, *Elections A to Z*. Washington, D.C.: CQ Press, 2003, p.480.

⁹ *ibid.* p.376. 及び吉野孝「アメリカにおける大統領予備選挙の現状とその問題点」『早稲田政治経済学雑誌』317号, 1994.1, p.119.などを参考にして筆者が分類を試みた。

予備選挙の選挙区レベルでの得票によって選出された選挙区代議員と、州レベルの党員集会及び予備選挙の州レベルでの得票によって選出された州全域代議員に分けられるが、権限などに違いはない。

政党指導者(party leader)及び公選職(elected official)

両者を併せて”PLEO”とも呼ばれる。党の役員、連邦議会議員、知事及び大統領経験者などから構成される。

追加代議員(add-on delegate)

党大会において任命される代議員。

以上の類型化によると、共和党の代議員は 及び で構成され、前回の大統領選挙での結果によって の構成員(bonus delegate)を増減させる措置をとっている。一方の民主党の代議員は ~ で構成され、前回の大統領選挙、連邦議会選挙及び知事選挙などの結果によって、 の構成員を増減させている¹⁰。

(2) 投票の拘束度合による類型

大統領候補として誰を支持するのか事前に明確にする誓約代議員(pledged delegate)及び明確にする必要のない非誓約代議員(unpledged delegate)に分けることができる。民主党においては予備選挙や党員集会で選出された代議員〔(1)の 〕はすべて誓約代議員であり、党大会で別に選出された特別代議員(superdelegates)〔(1)の 及び 〕の一部が非誓約代議員となる。非誓約代議員は、人気投票になりがちと言われる予備選挙の影響が強くなり過ぎないように、大会において党主流派の意向を反映させる役割を担っている。共和党は選出基盤に関わらず、州ごとに誓約代議員及び非誓約代議員の数が決められている¹¹。

全国党大会

州で選出された代議員たちが集まって、党公認の大統領候補者を指名するのが各政党の全国党大会である。2004年は、民主党が7月26日から29日にかけてボストンで、共和党が8月30日から9月2日までニューヨークで開催した。予備選挙を採用する州の増加や誓約代議員の増加によって、党大会前に大統領候補者は実質的に決定してしまうようになり、党大会はセレモニーの意味合いが強い。それでも本選挙に向けた支持の拡大(党大会効果, convention bounce)を狙う場として、今なお党大会の役割は大きい。ここで選挙の手続きとして重要なものは以下の2点である。

大統領候補者の指名

州のアルファベット順に、各州の代議員団長が候補者名とそれぞれの代議員数を読み上げることによって投票を行う。代議員数の過半数を獲得した候補者が、正式に党の候補者に指名される。過半数を獲得する候補者がいない場合は、過半数を獲得する候補者が現れるまで何度でも投票を繰り返す。

副大統領候補の指名

大統領候補に指名された者は副大統領候補を指名する。伴走者(running mate)とも言われる副大統領候補も党大会前に実質的には決まっているが、誰を指名するかは本選挙での戦いに大きく影響する。大統領候補とバランスをとって幅広い

¹⁰ The Green Papers *op. cit.*及びKevin J.Coleman et al.,”Presidential Election in the United States:A Primer.”, *CRS Report for Congress*,RL30527(2000.4.17), pp.8-9.

¹¹ *ibid.*

支持を得るために、例えば大統領候補が北部出身ならば副大統領候補には南部出身者を、若ければベテランを、それぞれ指名することが多い。

一般選挙

1 総選挙日

各政党の全国党大会で指名された大統領候補、副大統領候補は、その年の11月の第1月曜日の次の火曜日に行われる一般選挙(popular vote)に臨むこととなる(3 U.S.C. 1 2004 年は11月2日)。一般選挙は、選挙人(elector)の選出のための有権者による選挙である。前述のように、米国では大統領、副大統領を有権者の直接選挙によって選出するのではなく、まず有権者が選挙人を選出し、選挙人が大統領、副大統領を選出するという間接選挙の制度を採用している。ただし、選挙人がどの大統領候補、副大統領候補に投票するかは予測できるため、一般選挙の結果が確定した時点で、大統領、副大統領に誰が当選するかは、事実上判明することになる。この日は、連邦上下院議員選挙、任期満了の州知事以下の各種公職の選挙も行われ、総選挙日(General Election Day)と呼ばれる。

2 選挙人候補の指名

選挙人候補をどのように選ぶかは、州により制度が異なる。多くの場合、指名(nomination)により決定されている。州の各政党が党大会を開き指名する場合(34州で採用)、州の各政党の中央委員会の投票で指名される場合(10州で採用)が一般的である(2001年1月調査)。各政党は、州に割り当てられた選挙人の数に相当する選挙人候補を決定した後、その名簿を用意し、州選挙管理当局(州務長官等)に提出する。実際にどのような者が選挙人候補になるかと言えば、州内の公職者、州内の党活動家、大統領候補と何らかのつながりがある者が一般的である。彼らの党に対する長年の貢献が認められ、指名されることが多い¹²。

3 州別の選挙人選出数

2004年及び2008年の州別選挙人選出数

(単位:人、アルファベット順)

アラバマ	9	アラスカ	3	アリゾナ	10	アーカンソー	6
カリフォルニア	55	コロラド	9	コネティカット	7	デラウェア	3
コロンビア特別区	3	フロリダ	27	ジョージア	15	ハワイ	4
アイダホ	4	イリノイ	21	インディアナ	11	アイオワ	7
カンザス	6	ケンタッキー	8	ルイジアナ	9	メイン	4
メリーランド	10	マサチューセッツ	12	ミシガン	17	ミネソタ	10
ミシシッピ	6	ミズーリ	11	モンタナ	3	ネブラスカ	5
ネバダ	5	ニューハンプシャー	4	ニュージャージー	15	ニューメキシコ	5
ニューヨーク	31	ノースカロライナ	15	ノースダコタ	3	オハイオ	20
オクラホマ	7	オレゴン	7	ペンシルベニア	21	ロードアイランド	4

¹² Thomas H. Neale, *The Electoral College: How it Works in Contemporary Presidential Elections* (CRS Report for Congress Received through the CRS Web, RL20273), 2001.1.17, p.5; Coleman et al., *op. cit.*, p.42.

サウスカロライナ	8	サウスダコタ	3	テネシー	11	テキサス	34
ユタ	5	バーモント	3	バージニア	13	ワシントン	11
ウェストバージニア	5	ウィスコンシン	10	ワイオミング	3	合計	538

各州は、「その州から連邦議会に送り得る上院議員および下院議員の総数と同数の選挙人を選任する」(米国憲法第2条第1節第2項)ことになっている。また、連邦議員を選出することのないコロンビア特別区にも選挙人が割り当てられており、その数は現在3人である(米国憲法修正第23条第1節)。

4 一般選挙(選挙人の選出)

選挙人の選出方法は、州に委ねられている。1868年以降、全州において、選挙人は有権者による直接選挙で選出されており、選挙人選出のための選挙は、一般選挙と呼ばれている。

一般選挙は、全候補者名簿(general ticket又はunified ticket)に対する一括投票(single vote)という形をとっている。具体的には、投票用紙等には、各政党の選挙人候補名が一団として表記され、有権者はこの一団に対して投票する。集計の結果、州で最多得票の一団が、全員当選となる。従って、たとえ1票差であっても最多得票の一団を指名していた政党が、選挙人投票(当選した選挙人がその年の12月に投じる票。electoral vote)の全部を獲得できる制度と言える。このため、この方式は、勝者独占方式とも呼ばれる。この方式が採用されたのは、選挙人投票を複数候補に分散させるよりも特定候補に集中した方が、大統領に対する州の発言力を確保できるとの理由によると言われる¹³。

勝者独占方式を採用していない州は、メイン州とネブラスカ州である。これら州の方式は、選挙区方式(district system)と呼ばれている。この方式では、まず有権者は、各政党の指名した大統領候補名(副大統領候補名も併記)に対する投票を行う。この投票を集計し、その州の連邦下院議員選挙区と連邦上院議員選挙区(全州1選挙区)ごとに、最多得票を得た大統領候補名を決定する。各下院議員選挙区からは、その選挙区で最多得票を得た大統領候補名を支持する政党の選挙人が1名ずつ選出される。連邦上院議員選挙区からは、全州を通じて最多得票を得た大統領候補名を支持する政党の選挙人2名が選出される¹⁴。

5 一般選挙における投票の実際

(1) 投票所・投票時間

¹³ 太田 前掲書 p.50.

¹⁴ 2000年のメインの事例では、4名の選挙人を選んだが、1名は同州の連邦下院議員第1選挙区(都市部選挙区)から、1名は連邦下院議員第2選挙区(郊外選挙区)から、2名は上院議員選挙区(州全体)から選出された。各政党は、には各1名、には2名、予め別の選挙人候補を指名していた。有権者は、一般選挙で大統領候補名(副大統領候補名が併記される)に対する投票を行い、ごとく集計された。この場合、との集計、との集計は地域が重なるため、同じ票を下院選挙区用と上院選挙区用で2回計算している。結果は、のいずれの選挙区でも民主党候補ゴア名が最多得票を得て、民主党指名の4名の選挙人が選出された。("Electoral College Information for Maine," from the Official Web Page of THE STATE OF MAINE

<http://www.state.me.us/sos/cec/elec/2000g/ecoll00.htm>, last access 2004.9.15; "How Presidential Candidates Gain Access to the General Election Ballots," from the Official Web Page of THE STATE OF MAINE <http://www.maine.gov/sos/cec/elec/2004/presacc.htm>, last access 2004.9.15.)

実際の投票は、投票区を単位に行われる。投票区とは、投票を行うために設けられた最小の地域的単位である。投票区は、有権者 200 人から 1,000 人超の単位で配置されており、全米には約 150,000 の投票区が存在する。投票区には、通例 1 個所の投票所 (polling place) が設けられる。投票所は、有権者が集まりやすい場所が選ばれる。かつては、雑貨屋、理髪店、家畜小屋なども選ばれたが、現在では、教会、学校、図書館、消防署、公会堂、ホテル、スポーツ施設などが選ばれる。

投票時間は、各州法で規定される。投票のある州の現地時間で、午前 6～7 時頃開始になり、午後 7～8 時頃終了する場合が多い。

(2) 投票用紙・投票用機器

投票用紙の様式や投票用機器の設置・利用状況は、州、郡ごとに異なっている。一般に、投票用紙の様式は記号式であり、指定の欄にチェック (×印) を行うことにより投票を行う。記号式と言っても、チェックを手書きで行う伝統的方式は、近年少なくなっている。それに代わり、マークセンス方式 (投票用紙のチェック欄を塗りつぶす等の方式。開票時には機械で読み取る) の普及が進んでいる。その他に、パンチカード方式 (投票用紙をパンチ用機器に入れ、候補者名横の穴に鉛筆等を押し込み投票用紙に穴を空ける等の方式。開票時には機械で読み取る) レバー方式 (機械に表示された候補者名の隣りのレバーを下げる方式。投票機械を用いた方式) も存在している。いわゆる電子投票 (投票用コンピュータの画面にタッチする等で候補者名を選ぶ方式) も、徐々に普及が進んでいる。

投票用紙等への候補者名の記述・表示の方法は、独特のものである。これには大きく 2 種類がある¹⁵。一つは、大統領候補及び副大統領候補の名前だけが記されているものである。この類型では、選挙人候補自身の名前が記されていないが、大統領候補名及び副大統領候補名への投票が、各政党の選挙人候補の一人に対する投票とみなされる。この類型は、短式 (short ballot) と呼ばれる。前述のメイン州の選挙区方式における事例は、この短式の実例である。一方、大統領候補・副大統領候補の名前、選挙人候補の名前がすべて記されているものもある。この類型は、長式 (long ballot) と呼ばれる。短式、長式以外の類型も存在する。採用実績では、短式を採用しているケースが多い。

2000 年の大統領選挙に際し、フロリダ州の一般選挙の票の集計をめぐる議論、批判が巻き起こったことで、投票用紙の様式や投票用機器の設置・利用の問題を含め、選挙管理事務の適正化についての関心が高まった。その後制定された 2002 年米国投票援助法 (Help America Vote Act of 2002, Pub. L. 107-252, 116 Stat. 1666 [2002]) で、投票機器等に関する最低限の基準が示されるとともに、選挙管理事務の改革のための連邦予算の導入が図られるなど、新たな動きも見られるようになっている。

選挙人投票と当選の決定

1 選挙人投票

11 月に選出された選挙人がその年の 12 月に行う投票のことを、選挙人投票 (electoral vote) と呼ぶ。米国憲法修正第 12 条は、選挙人投票につき次のように規

¹⁵ 太田 前掲書 pp.51-57.

定している。「選挙人は、それぞれの州に会合し、無記名投票により大統領および副大統領を選出する。(大統領、副大統領のうち)そのうち少なくとも1名は、選挙人と同じ州の住民であってはならない。」後段の規定は、大統領と副大統領が、選出の時点で同一の州の住民であることを認めない趣旨の規定である。

選挙人の会合は、州都にある州議会議場で行われることが多い。また、その日程は連邦法で規定され、1934年以降は「12月の第2水曜日の後の最初の月曜日」とされている(3 U.S.C. 7 2004年は12月13日)。投票の方法は、米国憲法修正第12条により「選挙人は、その投票用紙に大統領として投票する者の氏名を記し、別の投票用紙に副大統領として投票する者の氏名を記さなければならない」と定められている¹⁶。

各州の選挙人(の一団)は、その投票につき州知事の確認を経た後、投票結果に関する6通の同内容の「投票証明書(Certificates of Votes)」を作成し、各々につき(当該州選出の選挙人に、選挙人の資格があることを証明する)「確認証明書(Certificate of Ascertainment)」を添付し、連邦上院議長(副大統領)、選出州の州務長官(2通)、国立公文書館長(2通)、選出州を管轄する連邦地方裁判所の判事に対して送付を行う。投票証明書には、票が入れられた大統領候補全員の氏名及び獲得票数が記される。また、副大統領候補に関しても、同様に記される(3 U.S.C. 9-11)。

2 当選の決定

この後、連邦議会による投票証明書の開封、確認、当選の宣言が行われる(3 U.S.C. 15)。連邦議会は、投票証明書の開封、確認、当選の宣言を上下両院合同会議で行う。その期日は、選挙人投票の翌年の1月6日と規定されている(2004年大統領選挙では2005年1月6日)。ただし、1月6日が日曜日の場合は、翌日に変更されるのが慣例である。

上下両院合同会議は、下院議場で午後1時から開催される。上院議長が会議を主宰し、自ら選挙人から送付された投票証明書を開封する。これは州のアルファベット順に行われる。開封された投票証明書は、上院議員2名、下院議員2名からなる投票計算役(vote counters)に渡され、読み上げられた後、集計される。集計結果は、上院議長から発表される。

米国憲法修正第12条は、選挙人総数の過半数の投票を獲得した大統領候補が大統領になることを規定している。また、同様に、副大統領についても、選挙人総数の過半数の投票を獲得した副大統領候補が副大統領になることを規定している。現在は、総数538人の選挙人から、270票以上の選挙人投票を獲得する必要がある。上院議長の集計結果の発表で、この条件を満たした大統領候補、副大統領候補が当選となる¹⁷。なお、この集計結果の発表は、当選の宣言とみなされる。

偶発的事態に対する対応

¹⁶ 自らの政党の指名した大統領候補、副大統領候補に投票しない選挙人のことを「不実の選挙人(faithless elector)」と呼ぶが、歴史上このような事例はほとんど存在しない(総数で13人)。(*Congressional Quarterly's Guide to U.S. Elections*, 4th ed., edited by John L. Moore et al. Washington, D.C.: CQ Press, 2001, vol. 1, p.703.)

¹⁷ 一般選挙において自身を支持する選挙人の得票総数(全国合計)が第1位とならなかったが、選挙人投票で過半数を獲得して当選した大統領候補が、過去に3人存在する。ヘイズ(1876年)、ハリソン(1888年)、ブッシュ(2000年)である(いずれも、年は一般選挙の年)。

投票証明書の開封、確認を経ても、なお大統領、副大統領の当選を決定できない場合がある。このような事態を、選挙における偶発的事態 (electoral contingencies) と呼ぶ¹⁸。

もし、いずれの大統領候補も、選挙人総数の過半数の選挙人投票を獲得できない場合は、米国憲法修正第 12 条によって、連邦下院¹⁹が 대통령を選出することになる。同条は、次のように規定している。「下院は直ちに無記名投票により、大統領として得票した者の一覧表中の高得票者 3 名以下の中から、大統領を選出しなければならない。」(3 名以上の得票者がいれば、上位 3 名の中から選出される。) また、「この方法により大統領を選出するときは、投票は州を単位として行われ、各州の議員団が 1 票をもつもの」とされ、「選出には、全州の過半数を要するもの」とされている。米国憲法修正第 12 条が成立して以降、この手続きを経て大統領が選出された事例は、アダムズ (1825-1829 年在任)²⁰のケースしかない。

一方、いずれの副大統領候補も、選挙人総数の過半数の選挙人投票を獲得できない場合は、米国憲法修正第 12 条によって、連邦上院が副大統領を選出することになる。同条は、次のように規定している。「上院は(得票者の)一覧表中の高得票者 2 名の中から、副大統領を選出しなければならない。」「選出には、総議員の過半数を要するものとする。」この場合、1 議員は 1 票を投じる。米国憲法修正第 12 条が成立して以降、この手続きを経て副大統領が選出された事例は、ジョンソン (1837-1841 年在任) のケースしかない。

連邦下院による大統領の選出は、1 月 6 日から 1 月 20 日(大統領就任日)の間に行わなければならない。この期間に連邦下院が 대통령を選出できない場合は、副大統領が大統領の職務を行う(米国憲法修正第 12 条)。ただし、これは、連邦下院が 대통령を選出するまでである。副大統領は、選挙人投票で選出された場合もあれば、連邦上院により選出された場合もある。

上記手続きを経ても、なお大統領職に就く者が決定できない場合は、1947 年大統領職継承法 (Presidential Succession Act of 1947, 3 U.S.C. 19) が適用される。同法によれば、副大統領も選出されていない場合の大統領職の継承の順位は、連邦下院議長、連邦上院議長代行 (President pro tempore of the Senate)、連邦政府の省の長官(長官間の順位も規定されている。第 1 順位は国務長官)である。ただし、いずれの場合も、大統領又は副大統領が選出されるまで大統領の職務を行うのである。

就任

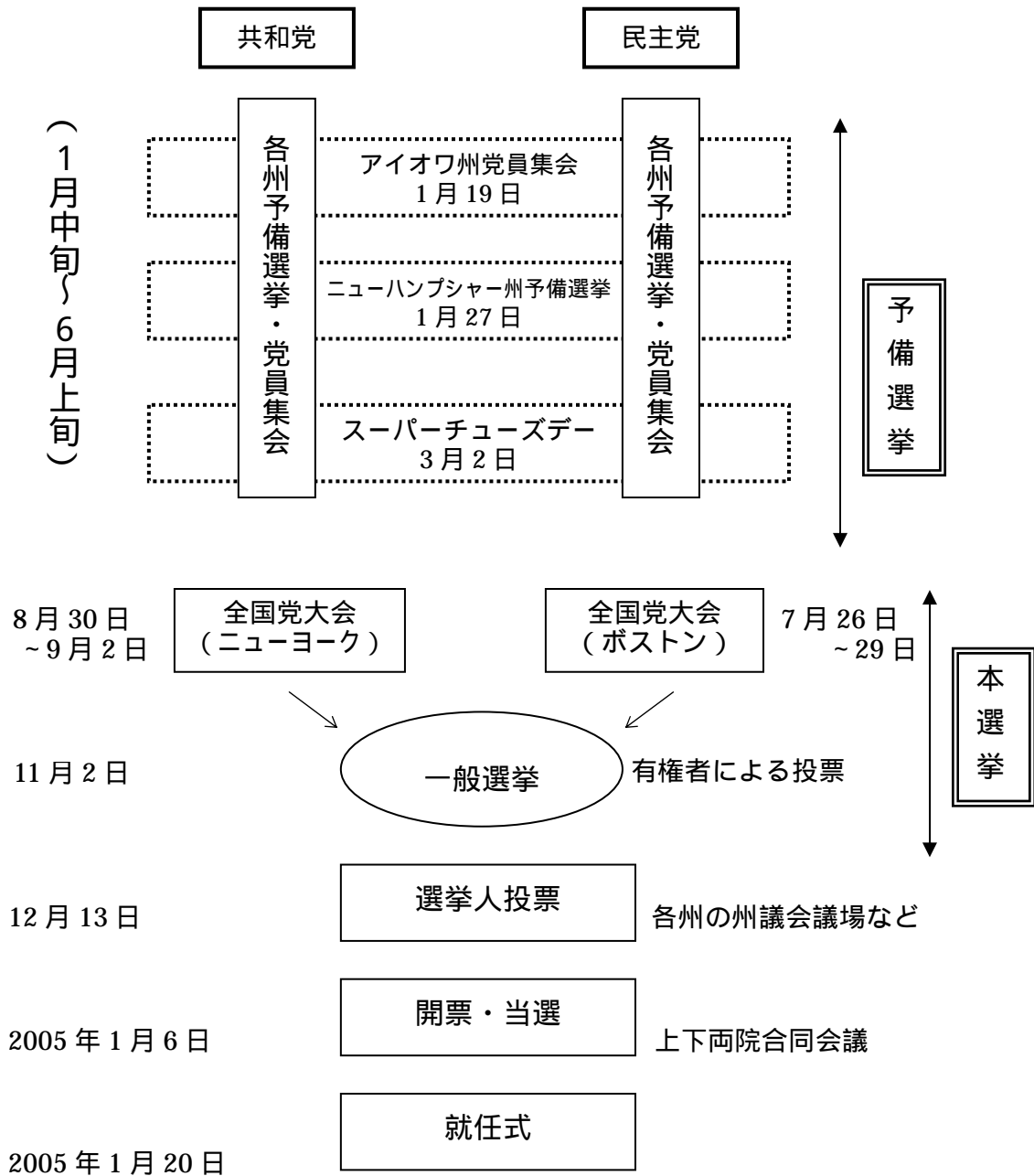
米国憲法修正第 20 条第 1 項により、大統領、副大統領の任期は、4 年目の 1 月 20 日正午に終わり、新しい大統領、副大統領の任期は同日正午から始まる。この日、新しい大統領、副大統領は、通例、連邦議会議事堂の東側正面の屋外特設式場で就任宣誓式を行う。これをもって、大統領選出に係る手続きは、すべて終了することになる。

¹⁸ Coleman et al, *op.cit.*, pp.45-47; Thomas H. Neale, *Election of the President and Vice President by Congress: Contingent Election* (CRS Report for Congress Received through the CRS Web, RS20300), 2001.1.17, pp.2-6. 大統領候補、副大統領候補の死亡又は辞退も偶発的事態である。これに関しては、前 2 論文を参照。

¹⁹ 新しく選出された下院議員による議会。11 月の総選挙で選出された上下両院議員の任期は、翌年 1 月 3 日正午に始まる(米国憲法第 20 修正第 1 節)。

²⁰ アダムズは、一般選挙の結果、選挙人投票の結果ともに第 2 位であったが、大統領に選出された。

2004 年大統領選挙のスケジュール



(筆者作成)